資料 29-8

（参考資料）

# ＣＩＳＰＲ委員会の運営における審議事項及びグループの運営等

制定：平成 13 年２月 15 日
改正：平成 13 年９月 28 日

「ＣＩＳＰＲ委員会の運営」(平成 13 年２月 15 日付けＣＩＳＰＲ委員会決定)項目４(5)に基づきＣＩＳＰＲ委員会(以下「委員会」という。)の運営における審議事項等について、また、同項目４(6)に基づきグループの運営等について以下のとおり定める。

１　委員会の運営における審議事項等

(1) ＣＩＳＰＲ勧告案等に対する評価に係る事項

ア　ＣＩＳＰＲ勧告案に対する評価及びＣＩＳＰＲ国内規格化計画に関する年間活動方針に関する審議、評価並びに情報通信審議会情報通信技術分科会への報告

イ　最終国際規格案(ＦＤＩＳ)に関する審議及び評価

ウ　投票用委員会原案(ＣＤＶ)に関する審議及び評価

エ　委員会原案(ＣＤ)、作業原案(ＷＤ)、新業務項目提案(ＮＰ)及び予備業務項目(ＰＷＩ)のうち、特に委員会における審議が必要としてグループから報告があったものに関する審議及び評価

オ　情報通信審議会の答申に係るＣＩＳＰＲ総会(Plenary Assembly)の対処方針に関する審議及び情報通信審議会情報通信技術分科会への報告

カ　ＣＩＳＰＲ運営委員会(Steering Committee)、小委員会(Sub-Committee)及び作業グループ(Working Group)の対処方針に関する審議

(2) ＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化に係る事項

情報通信審議会の答申に係るＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化に関する審議及び情報通信審議会情報通信技術分科会への報告

(3) その他

ア　ＣＩＳＰＲ総会(Plenary Assembly)、運営委員会(Steering Committee)、小委員会(Sub-Committee)及び作業グループ(Working Group)への出席者の承認

イ　ＣＩＳＰＲ運営委員会(Steering Committee)の作業グループ(Working Group)への我が国からの専門家(expert)の選出及び承認

ウ　ＣＩＳＰＲ小委員会(Sub-Committee)の作業グループ(Working Group)への我が国からの専門家(expert)の承認

エ　その他(1)及び(2)に付帯又は関連する事項のうち、委員会における審議が必要なものとして主査が認める事項の審議

2　グループの運営

(1) グループの設置基準

原則としてＣＩＳＰＲ小委員会(Sub-Committee)の各々に対応して設置する。

(2) グループの構成

ア　グループに、幹事を置く。

イ　幹事は、当該グループの構成員及び(3)エにより出席する関係者のうちからグループの主任が指名する。

ウ　グループの主任は、当該グループが審議する事項について特に専門的な審議を行う必要があると認めるときは、作業班を置くことができる。

エ　作業班に主任及び幹事を置くことができる。

オ　作業班の主任、幹事及び構成員は、当該作業班を設置したグループの主任が指名する。

(3) グループの運営方法

ア　グループの主任は、グループの議事を掌理する。

イ　グループの主任が不在のときは、幹事がその職務を代行する。

ウ　グループの主任は、必要と認めるときは、文書等による審議を行うことを通知した上で審議を行わせることができる。その場合、グループの主任はその結果について、次のグループ会合に報告しなければならない。

エ　グループの主任は、審議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席、説明又は文書等の資料の提出を求めることができる。

オ　その他グループの運営に関し必要な事項は、当該グループの主任が定める。

カ　作業班の運営に関し必要な事項は、当該作業班の主任が定める。

3　グループの運営における審議事項等

(1) ＣＩＳＰＲ勧告案等に対する評価に係る事項

ア　ＣＩＳＰＲ勧告案に対する評価及びＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化計画に関する年間活動方針の審議並びに委員会への報告

イ　最終国際規格案(ＦＤＩＳ)及び投票用委員会原案(ＣＤＶ)に関する審議、評価及び委員会への報告

ウ　委員会原案(ＣＤ)、作業原案(ＷＤ)、新業務項目提案(ＮＰ)及び予備業務項目(ＰＷＩ)に関する審議及び評価

エ　ウのうち、特に委員会における審議が必要なものと主任が認めるものに関する委員会への報告

オ　ＣＩＳＰＲ総会(Plenary Assembly)、運営委員会(Steering Committee)、小委員会(Sub-Committee)及び作業グループ(Working Group)の対処方針に関する審議及び委員会への報告

(2) ＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化に係る事項

当該グループが対応するＣＩＳＰＲ小委員会(Sub-Committee)の所掌に係るＣＩＳＰＲ勧告の国内規格化に関する審議及び委員会への報告

(3) その他

ア　ＣＩＳＰＲ総会(Plenary Assembly)、運営委員会(Steering Committee)、小委員会(Sub-Committee)及び作業グループ(Working Group)への出席者の選出及び委員会への提案

イ　ＣＩＳＰＲ小委員会(Sub-Committee)の作業グループ(Working Group)への我が国からの専門家(expert)の選出及び委員会への提案

ウ　その他(1)及び(2)に付帯又は関連する事項のうち、当該グループにおける審議が必要なものとして当該グループの主任が認める事項の審議

エ　ウのうち、特に委員会における審議が必要なものと主任が認めるものに関する委員会への報告

4　事務局

委員会、グループの事務局は総合通信基盤局電波部電波環境課が行う。

作業班については、円滑な運営のために特に必要な場合に限り、事務の整理・とりまとめ等の一部を総合通信基盤局電波部電波環境課が行う。